

大田区の高齢者向けサービス一覧

	サービス名	対象者	介護保険の要介護	サービス内容	費用負担・その他	問合せ
介護保険給付の量を補うサービス	特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費支給	都道府県が指定した福祉用具販売事業者から購入した場合に限る	要支援1・2、要介護1～5	購入費の内9割を支給	福祉用具を購入したら、毎年4月～翌3月の1年間に10万円までの費用を対象とし、9割支給	医
	ごみの戸別訪問収集	・要介護2以上・身体障害者程度1級及び2級に認定されている(※例外あり)	要介護2以上	集積所へごみを持ち出すことが困難で、他の方の協力を得ることができない世帯のごみを収集する	無料	清
	紙おむつ等の支給	65歳以上で、要介護・要支援と認定され、失禁のためおむつを必要とする方		紙おむつ支給(12種類有り)	無料(※紙おむつを使用できない病院に入院している方に限り、おむつ代を助成)	事
	高齢者住宅改修費助成(要介護・要支援に認定された方)	おおむね65歳以上で、在宅生活を続ける上で住宅の改修が必要と認められる方	要介護、経過的要介護、要支援	高齢者の居住する住宅の改修に要する費用を助成し、生活の質の向上、介護者の負担軽減を図る	自己負担は1割(生活保護受給者は除く)	事
	住宅設備改善(バリアフリー)	65歳以上の方(※家賃滞納者及び収入超過者・高額所得者は除く)		区営住宅に住む高齢者に、住宅設備の改善を行う	無料	ま
介護保険給付の種類を補うサービス	寝具水洗い・乾燥消毒サービス	65歳以上で、いずれかに該当する方(1)在宅ねたきり高齢者で介護が十分得られない(2)単身高齢者で病弱である		寝具の水洗い、乾燥消毒を月1回行う	無料	事
	理髪サービス	70歳以上の単身高齢者で高齢事業課に登録をしている方		理容店のサービスが受けられる。	2,000円の利用補助券、年2枚支給(無料)	事
	高齢者出張理容・美容サービス	65歳以上の方(常時ねたきりで理容店、美容店に行くことが困難な方)		理容師、美容師がねたきり高齢者のいる家庭に出張サービスをする	・出張理・美容利用券、年2枚支給(無料)	事
	高齢者寝台自動車利用助成事業	65歳以上の常時ねたきりの方		ショートステイ、入退院、転院、通院の際、区が契約した業者の寝台自動車を利用した料金の一部を助成	・寝台自動車利用券5,000円補助、年3枚(無料)	事
特定高齢者事業	介護予防教室(いきいきシニア塾)	65歳以上で生活習慣病基本健診で、生活機能の低下が疑われた方		運動機能・口腔機能向上、栄養改善プログラムを月2回、3ヶ月行う		事
	介護予防事業 特定高齢者施策(訪問型介護予防事業)【地域支援事業】	66歳以上で生活習慣病基本健診で、生活機能の低下が疑われた方		看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士による訪問個別指導を行う		事
	訪問指導	在宅で身体が虚弱状態の40歳以上の方及び介護家族者		ねたきりにならないための指導や相談、その他介護家族者の健康相談にも応じる	無料	事
	ねたきり高齢者訪問歯科支援	在宅でねたきりなどのおおむね65歳以上で、歯科医療機関への通院が困難な方		歯科衛生士が訪問し、状況を調査。その後、歯科医師が訪問診査を行う	診査は無料 注意:診査の結果治療を受ける場合は、健康保険の自己負担及び各医療助成制度一部負担金が必要	事
	高齢者緊急通報システム	65歳以上の独居、又は夫掃等の高齢者世帯で、病弱等により日常生活上常時注意を要する方(近隣に住む協力員1名～3名が必要)		病気など緊急事態時、ペンダント型無線発信器等を用いて消防庁に通報、あらかじめ組織された地域協力体制で速やかな救援を行う	無料(※本人の所得により利用者負担の可能性あり)	事
	高齢者健康回復事業	・65歳以上の常時ねたきりの方と、その方を在宅で介護されている方		高齢者の家庭に出張し、はり、きゅう、マッサージを行い健康増進、疲労回復を図る	・健康回復利用券 年2枚	事

大田区の高齢者向けサービス一覧

高齢者へのサービス	入浴券の支給	単身高齢者で高齢事業課に登録している方		区内の公衆浴場(品川区の一部の浴場を含む)を使用できる	無料	事
	高齢者火災安全システム	65歳以上の単身、又は65歳以上の世帯で、防火の配慮を要する方(緊急通報システムを利用していることが必要)		火災警報器と緊急通報システムを組み合わせ、火災発生時、消防庁に自動通報する	無料(注意:本人の所得により利用者負担の可能性はある)	事
	住宅確保支援	65歳以上の高齢者		区内の民間賃貸住宅に居住し、転居先をさがしている高齢者世帯に、住宅の確保を支援	所得により費用助成	ま
	粗大ごみの運び出し収集	(1)65歳以上のみの世帯(2)障害者のみの世帯		本人又は代理人の立会いのもとに、粗大ごみの運び出し収集する	運び出しは無料だが、粗大ごみ手数料は有料	清
	粗大ごみ処理手数料の免除	高齢福祉年金受給者(注意:減免申請)		高齢福祉年金を受けている方は、粗大ごみの収集にかかる手数料が免除	手数料が免除	清
	住宅改修相談	おおむね65歳以上の高齢者		大田区高齢者障害者住宅改善団体連絡協議会が毎月第2、第4火曜に本庁舎1階で高齢者の住宅改修相談を受けている	改修の相談のみは無料	事
	高齢者アパート	区内に続けて3年以上居住する、65歳以上の単身者または二人世帯(※同居者の制限あり)で、住宅に困っている方		区が民間から借り上げたアパートを提供する	無料	ま
	シルバーピア(高齢者住宅)	区内に引き続き3年以上居住している・65歳以上の単身者または二人世帯(※同居者の制限あり)・住宅に困っており、収入が基準内の方		生活協力員が居住、または派遣されている住宅を提供	無料	ま
	車椅子の貸出し	区内に在住する高齢、身体障害、病気、けが等の理由で短期間又は緊急に必要な方		車椅子の貸出	無料(ただし、配送、回収は借受人が行う必要あり)	社
	電話訪問・福祉電話	電話訪問:福祉電話貸与者、電話料助成者 福祉電話:65歳以上の単身高齢者又は世帯全員が65歳以上の世帯・親族が近所にいない・住民税非課税・定期的に電話訪問する必要がある		福祉電話及び電話料の助成を受けている単身高齢者等に電話による訪問を行い、高齢者の安否の確認や各種相談を行う	・電話は無料で貸与 ・毎月の基本料、ダイヤル通話料600円に相当する額を限度に区が負担 ・「あんしん」、「めいりょう」等の福祉機器の取り付け工事代及び機器使用料も区が助成	事
準福祉電話	住民税非課税世帯で、下記のどれかに該当する方 ・65歳以上の単身高齢者又は世帯員全員が65歳以上 ・親族が近くに居住していない ・定期的に電話訪問を行う必要がある(※電話加入に関する条件あり)		高齢者に対して、区が電話料を負担し電話相談センターから高齢者の安否の確認、各種相談等の電話相談を行う	1か月当たりの基本料及びダイヤル通話料600円に相当する額を限度に区が負担	事	
家族・自立高齢者向け						
家族を支援するサービス	高齢者健康回復事業	・65歳以上の常時ねたきりの方・上記の方を在宅で介護されている方		高齢者の家庭に出張し、はり、きゅう、マッサージを行い健康増進、疲労回復を図る	・健康回復利用券 年2枚	事
	訪問指導	在宅で身体が虚弱状態bの40歳以上の方及び介護家族者		ねたきりにならないための指導や相談、その他介護家族者の健康相談にも応じる	無料	事

大田区の高齢者向けサービス一覧

自立と認定された方へのサービス	生活支援ホームヘルプサービス	65歳以上で日常生活を営むのに支障のある方(65歳未満で初老期認知症を含む)	自立	ホームヘルパーが日常生活の手助けを行う。月8回以内、1回につき1.5時間程度	費用の10%を負担。ただし、生活保護世帯は費用負担なし	事
	シルバーステイ	65歳以上で、家庭で一時的に生活することが困難になった方		短期間(1週間程度)施設に宿泊し日常生活の支援を受けられる。1回につき7日を限度に年間10日以内	介護予防短期入所生活介護利用者負担金の要支援1相当額のほか食費、滞在費	事
	高齢者日常生活用具の支給	65歳以上で日常生活に用具の使用を必要としている方	自立	腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープの支給	費用の1割を負担	事
	高齢者住宅改修費助成(非該当の方)	おおむね65歳以上で、住宅改修が必要と認められる方(※条件あり)	自立	助成対象限度額の範囲内で、住宅改修費用を助成。	自己負担は1割(生活保護受給者は除く)	事

社会福祉協議会のサービス

地域のボランティアの食事サービス	・区内に居住している・おおむね65歳以上の高齢者、心身障害者・本人又は同居の親族等が、病弱又は心身の支障により安定した食生活ができない方		地域のボランティアが定期的に食事を届ける	1食400円～770円(各ボランティアにより料金が異なる)	
社会福祉協議会の食事サービス	食事の支度をするのが困難な65歳以上の方、又は心身に障害がある方		配食協力会員が夕食を届ける	1食 800円	
遺言公正証書等作成支援事業	・原則として大田区に在住、在勤、在学している成人である・大森公証役場又は蒲田公証役場で遺言を作成すること		遺言を公正証書で作るときに必要な証人(2名)を、社会福祉協議会が派遣	無料	
支払い代行サービス	・区内に居住している・このサービスの契約内容を判断できる・身体的な事情で自分では預貯金の出入れや各種料金の支払いが難しい		社会福祉協議会との間で委任契約を締結し、預貯金の払戻しや各種公共料金の支払い等を代行する	月額1,050円から	
緊急通報サービス	区内に居住している65歳以上の方。または心身に何らかの障害がある方		緊急時に利用者がボタンを押すと、24時間、社会福祉協議会が委託している会社へ通報され、緊急対応する	機器設置工事費 14,385円 月額利用料 3,675円 機器撤去工事費 7,350円	
証書等預かりサービス	・区内在住、60歳以上または要支援、要介護認定を受けており、日常生活に支障ない判断能力がある方・証書等の引受人を確保できる、または公正証書遺言が作成されている方		本人名義の証書等を管理するのが不安な方のために、社会福祉協議会が預かるサービス	利用料金 年間12,600円	
長期生活支援資金の貸付(リバースモーゲージ)	・原則として65歳以上の世帯・同居人は配偶者、本人(配偶者)の親のみ・住民税非課税など低所得世帯・相続人のうち別世帯の連帯保証人が必要		高齢者世帯に対して、現在の住家と土地を担保として東京都社会福祉協議会が生活資金の貸付を行う	(1) 土地の評価額の7割相当額が貸付限度額 (2) 1か月あたり生活状況にあわせて30万円が上限	

■問い合わせ

○東京都大田区役所 開庁時間:8時30分～17時(土、日、祝日及び年末年始を除く) TEL:03-5744-1111(代表)

大田区ホームページ

<http://www.city.ota.tokyo.jp/>

●大田区役所連絡先

医=保健福祉部介護高齢医療課 03-5744-1622

福=保健福祉部高齢福祉課 03-5744-1250

事=保健福祉部高齢事業課 03-5744-1256

ま=まちづくり推進部住宅課 03-5744-1343

大=大田区社会福祉協議会 03-3736-5555

清=大森清掃03-3774-3811 調布清掃03-3721-7216 蒲田清掃03-3732-5545

●社会福祉協議会連絡先

社=大田区社会福祉協議会 03-5703-8230